

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和2年1月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1) 略

(2) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤及び同条第5項に規定する覚醒剤原料

(3)～(7) 略

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

(1) 略

(2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料

(3)～(7) 略

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>

(1)～(36) 略

(37) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定 1件につき3,900円

(38) 覚醒剤取締法第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請の経由事務 1件につき17,600円

(39) 覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤施用機関等の指定証の再交付に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付 1件につき2,700円

イ 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業

(1)～(36) 略

(37) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定 1件につき3,900円

(38) 覚せい剤取締法第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請の経由事務 1件につき17,600円

(39) 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関等の指定証の再交付に関する事務 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付 1件につき2,700円

イ 覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料

者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付の申請の経由事務 1件につき2,900円

(40) 覚醒剤取締法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料取扱者等の指定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 覚醒剤原料取扱者 1件につき11,500円

イ 覚醒剤原料研究者 1件につき3,900円

(41)～(328) 略

2 略

輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付の申請の経由事務 1件につき2,900円

(40) 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者等の指定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 覚せい剤原料取扱者 1件につき11,500円

イ 覚せい剤原料研究者 1件につき3,900円

(41)～(328) 略

2 略

#### 附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。